

改正

平成29年8月1日告示第98号

平成30年5月22日告示第91号

令和元年5月22日告示第7号

令和3年5月17日告示第76号

倉吉市空き家対策除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市空き家対策除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空住戸等 倉吉市空家等の適正管理に関する条例（平成25年倉吉市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する空住戸等（共同住宅の住戸を除く。）であって、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であるものをいう。
- (3) 除却 建築物の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地をいう。
- (4) 解体業者 建築物等の除却を行う資格を有する事業者をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、周囲に対して防災上危険を及ぼす可能性のある空家等若しくは空住戸等の除却を行う者又は空家等若しくは空住戸等の除却を行い、除却後の跡地を管理し、かつ、計画的に利用する者に対し、当該除却に要する費用の一部を補助することにより、当該空家等又は空住戸等の速やかな除却を促進し、もって生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に定める補助事業を行う同表の第2欄に定める事業実施者（同表の第3欄に定める補助要件を満たす者に限る。以下「申請者」という。）その他市長が特に認める事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に定める補助対象経費の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第6欄に定める限度額のいずれか低い額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、倉吉市空家等対策審議会の審議を経て勧告のあった場合は、当該勧告の内容に係る補助対象経費に補助率を乗じて得た額については、同表第6欄に定める限度額を適用しない。
- 3 補助金の交付は、空家等又は空住戸等が存する一敷地（一の空家等又は一の空住戸等と用途上不

可分の関係にある2以上の空家等のある一団の土地をいう。以下同じ。)につき1回を限度とする。この場合において、別表の第6欄に定める限度額は、空家等の場合にあつては一敷地に対するものとし、空住戸等の場合にあつては一の空住戸等に対するものとする。

(交付申請の添付書類)

第5条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 空家等又は空住戸等の位置図及び現況写真(前面道路等周辺の状況がわかるものを含む。)
- (2) 空家等又は空住戸等の除却に要する経費の額がわかる見積書の写し
- (3) 委任状(空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者が申請する場合に限る。)
- (4) 土地及び建物の所有者がわかるもの(空き家等除却支援事業に限る。)
- (5) 所有者の住民票(空き家等除却支援事業に限る。)
- (6) 空き家等の跡地に係る利用計画書(様式第3号。空き家等除却支援事業に限る。)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は3割を超える減額
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類等とする。

- (1) 空家等又は空住戸等の除却に関する契約書又は請書の写し
- (2) 空家等又は空住戸等の除却に要した経費の額がわかる領収書又は請求書の写し
- (3) 空家等又は空住戸等の除却の後の状況がわかる写真(空き家等除却支援事業にあつては、跡地に跡地利用計画書(様式5号)を表示していることがわかるものを含む。)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（平成29年8月1日告示第98号）

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年5月22日告示第91号）

この告示は、平成30年5月22日から施行する。

附 則（令和元年5月22日告示第7号）

この告示は、令和元年5月22日から施行する。

附 則（令和3年5月17日告示第76号）

この告示は、令和3年5月17日から施行する。

別表（第4条、第5条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施者	3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助率	6 限度額
1 空き家等 除却支援事業	次に掲げるいずれかの者 (1) 空家等又は空住戸等の所有者（以下「所有者」という。） (2) 所有者から空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者	倉吉市内に存する建築物で、次の(1)から(3)までの全てに該当するものであること。 (1) 空家等又は空住戸等の除却後の跡地に係る利用計画書（様式第3号）が提出されるもの (2) 空家等又は空住戸等の除却後の跡地に跡地利用計画（様式第5号）の表示を1年以上行うもの (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの	解体業者（市内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）による空家等又は空住戸等の除却に要する経費（除却する空家等又は空住戸等の延べ面積1平方メートル当たり	2 / 5	60万円
2 老朽危険 空き家等除却 支援事業	次に掲げるいずれかの者 (1) 空家等又は空住戸等の所有者又は相続権利者（以下「所有者等」という。） (2) 所有者等から空家等又は空住戸等の除却について委任を受けた者	倉吉市内に存する建築物で、次の(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 法又は条例に基づく除却の助言、指導又は勧告を受けた空家等又は空住戸等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの ア 倒壊すれば、前面道路を封鎖し（その一部の通行を遮断する場合を含む。）、災害時の避難、救援活動、物資輸送等に支障を生じるおそれがあるもの イ 繁華街又は幹線道路に面し、倒壊すれば、通行人、車両等に被害を与えるおそれがあるもの ウ 倒壊すれば、隣地の建築物等を損壊し、その居住者に被害を与えるおそれがあるもの (2) 公共事業等の補償の対象となっていないもの	に、木造の場合27,000円、非木造の場合38,000円を乗じて得た額を限度とする。)	4 / 5	120万円

様式第1号 (第5条、第8条関係)

様式第2号 (第5条、第8条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)